

令和 7 年度就労等医学的支援事業（就労支援事業所・入所施設） 実施要領

1. 目的

障害のある方の職場や活動、生活の場においては、継続できるよう多面的な支援が求められている。そこで医学的リハビリテーションの視点等を現状の就労支援の取り組みや生活環境の見直しに取り入れることで、障害のある方に二次障害予防を推進し、活動の継続や就労の定着に向けて支援できるよう支援者のスキルアップや意識向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

3. 協力・連携機関

滋賀県社会就労事業振興センター、滋賀県障害福祉課、その他本事業の実施に伴い協力連携が必要となる関係機関

4. 事業内容

障害のある方が従事する職場や生活の場に、当センター職員（理学療法士・作業療法士）が訪問し、支援者に対して助言・提案などの支援を実施する。

詳細：心身機能の評価による障害の理解や作業環境・職務内容の提案、二次障害予防に向けた運動指導、サービス等利用計画・個別利用計画への助言を行い、その後当センターより報告書を送付、訪問日より 1 カ月～3 カ月後までに事業所より経過報告書（様式 3）を提出

5. 対象となる事業所

県内の障害福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・生活介護・入所施設等）において同サービスを利用して就労や活動を行っている障害のある方を支援している方

※本事業は、上記障害福祉サービス事業所に従事する支援者に対する事業であり、その為利用者の自宅での課題に対応するものではありません。

6. 実施方法

(1) 申込み方法

申込書（様式 1）にご記入いただき、電話・FAX等で申込み。

(*申込み後、担当者より日程調整の連絡をいたします。日程調整後対象者の評価表（様式 2-1～ 3）、支援計画等FAXまたは郵送して下さい。)

(2) 申込み期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 28 日

(3) 費用について

原則無料。ただし、備品改良や研修にあたり必要な消耗品などの実費は、施設・個人負担とする。

(4) その他

一事業所に対し、原則一回 3 名までとする。又、実施にあたっては平日（土、日、祝日を除く日）とする。

基本的には、お互いの協議の上で実施いたしますが、特殊な状況（感染症などの発生、流行など）にある場合は、当センターの判断で訪問を中止させていただくことがあることを、ご理解ください